

第 93 回周防大島町農業委員会総会

1 開催日時 令和 5 年 7 月 20 日（木）午前 10 時 30 分から 11 時 10 分

2 開催場所 久賀庁舎 3 階 会議室

3 出席委員 （13 人）

委員

1 番 宮本 平
2 番 岡崎 裕一
3 番 大谷 正樹
4 番 沖村 和哉
5 番 角井 雅之
7 番 袴田 光夫
8 番 大内 清香
9 番 岡村 淳史
10 番 藤元 敬介
11 番 東谷 邦夫
12 番 沖 貴美枝
13 番 田中 豊文
14 番 廣岡 隆義（会長）

4 欠席委員（1 人）

6 番 小柳 貴史

5 日程

1 あいさつ

2 事務局職員紹介

3 臨時議長の指名

4 臨時議長挨拶

5 議事

①会長の選出

②議事録署名人選出

③会長職務代理者の選出

④総会議席の決定

⑤委員の担当地区の決定

⑥山口県農業会議の議員の指名

⑦農地利用最適化推進委員の委嘱

⑧農地パトロールの実施について

⑨その他

6 事務局より今後の日程等の報告

- ・年間スケジュール

- ・農地利用最適化推進委員委嘱状交付式、農業委員会研修会

- ・農業新聞

局長	それでは、第 93 回周防大島町農業委員会総会を開催いたします。本日の出席者ですが、周防大島町農業委員会会議規則第 8 条の規定により、過半数に達しており本総会は成立しております。でははじめに、町長がご挨拶をいたします。
町長	(町長挨拶)
局長	それでは事務局の職員を紹介いたします。 (順次職員を紹介) ここで臨時議長の指名を町長が行います。
町長	それでは本日の会議の議長については地方自治法第 107 条の規定に準じまして農業委員の中で最年長であります東谷邦夫委員を指名いたしたいと思いません。どうぞよろしく願いいたします。
臨時議長	只今ご指名をいただきました東谷でございます。スムーズな議事進行に努めたいと思しますのでみなさまのご協力をよろしくお願いいたします。それでは早速ではございますが日程第 1 の周防大島町農業委員会の会長の選出を行いたいと思いません。農業委員会等に関する法律第 5 条第 2 項の規定により会長は、委員が互選した者をもって充てることとなっております。互選の方法について、事務局に説明を求めます。
事務局	互選の方法は投票により行うことが原則となっておりますが地方自治法第 118 条の規定により指名推薦の方法で選任することが慣例となっております。ただし指名推薦の場合は、全会一致でなければなりません。説明は以上です。
臨時議長	いずれの方法によるかご意見がありましたら発言をお願いします。 (廣岡委員を推す声あり)
臨時議長	廣岡委員をとという声がありましたがそのほかご意見はありませか。 (投票で行う意見あり)
臨時議長	そのほかご意見はありませんでしょうか。それでは、ただ今それぞれのご意見がありましたので互選の方法は、投票で行なうことといたします。ここで、本会議を休憩とし、全員協議会として会長及び会長職務代理者選出の投票を行います。

臨時議長 ここで全員協議会を閉じ、本会議を再会します。投票の方法について、事務局に説明を求めます。

事務局 (投票の方法を説明)

臨時議長 開票立会人に仮議席番号 13 番大谷正樹委員と 14 番岡崎裕一委員を指名いたしますので、よろしくお願ひします。では、投票を開始いたします。

(投票終了)

臨時議長 全員の投票が終了しましたので、開票に移ります。開票立会人の大谷委員と岡崎委員は、事務局席までお願ひします。

(開票・集計)

臨時議長 集計が終了しましたので、結果を事務局より発表願ひします。

事務局 まず会長からご報告します。投票総数 13 票、有効投票数 13 票、最多得票者及び票数は廣岡委員で 8 票でした。続きまして会長職務代理のご報告をします。投票総数 13 票、有効投票数 13 票、最多得票者及び票数は宮本委員で 8 票でした。

臨時議長 ただ今の事務局発表のとおり会長は廣岡委員に、会長職務代理者は宮本委員に決定しました。では新会長の廣岡委員さんご挨拶をお願ひします。

会長 (会長挨拶)

臨時議長 会長が決定いたしましたのでここで臨時議長の任を降ろさせていただきます議長を会長と交代いたします。ご協力ありがとうございました。

事務局 東谷委員ありがとうございました。また町長におきましては他の公務がございますのでここで退席させていただきます。

議長 それでは、日程第 2 議事録署名人を指名いたします。仮議席番号 3 番田中委員と仮議席番号 4 番東谷委員の両名を本日の議事録署名人に指名いたします。よろしくお願ひします。日程第 3 農業委員会会長職務代理者の選出ですが、日程第 1 で会長と共に選出されましたので、次の日程に移ります。

次に、日程第4総会の議席を決定したいと思います。議席は、「周防大島町農業委員会会議規則」第9条により「くじ」にて決めますが、便宜上1番を副会長とし、最終番を会長といたします事をご了承ください。書記が席を回りますので、仮議席順にくじをお引きください。欠席委員については、最後に私が代理で引かせていただきます。事務局より議席の確認をお願いします。

(順次くじにより総会議席番号決定)

議長 次に日程第5委員の担当地区の決定について事務局の説明を求めます。

事務局 それでは、委員の担当地区についてご説明いたします。資料の2ページから3ページをご覧ください。本案は、各委員さんの住所地をベースにして担当地区を割り振ったものですので、皆さんでご協議頂き、より活動のしやすい体制としていただければと思います。

議長 只今の事務局からの説明に関しご意見ご質問はございませんか。よろしいですか。それでは事務局案に賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

挙手全員により案のとおり決定します。次に日程第6山口県農業会議の会議員の指名について事務局の説明を求めます。

事務局 それでは、山口県農業会議の会議員についてご説明いたします。これまでの町農委の状況と県下他市町の状況を見ますと、いずれも会長が山口県農業会議の会議員として就任されているようです。

議長 只今の事務局からの説明のとおり原則として会長が山口県農業会議の会議員に就任しているようです。周防大島町農業委員会も原則どおり山口県農業会議の会議員は会長ということでご異議ございませんか。

(異議なし)

異議なしと認め山口県農業会議の会議員は会長が就任することに決しました。次に日程第7農地利用最適化推進委員の委嘱について事務局の説明を求めます。

事務局 それでは、農地利用最適化推進委員の委嘱についてご説明いたします。平成

28年度の農業委員会法の改正により、担い手への農地集積や遊休農地の発生防止・解消、新規参入の促進などによる農地利用の効率化・高度化に取り組むため、推進委員を農業委員会で設置することとなっております。周防大島町においては地区別で21人の定数が設けられており、募集を行った結果、4ページの名簿のとおり各地区から応募がありました。応募のあった候補者につきまして推進委員として委嘱してよろしいかお諮りするものであります。説明は以上です。

議長

只今の事務局からの説明のとおり農地利用最適化推進委員は農業委員会において委嘱するものでありますので名簿にある候補者を周防大島町農地利用最適化推進委員として委嘱することに異議はありませんか。

(異議なし)

議長

異議なしと認め候補者全員を周防大島町農地利用最適化推進委員として委嘱することに決しました。次に日程第8農地パトロールの実施について事務局の説明を求めます。

事務局

それでは農地パトロールの実施について説明いたします。利用状況調査とも言っておりますが農地法第30条第1項の規定に基づき農業委員会は毎年1回、区域内にある農地の利用状況を調査することとなっております。この調査は農業委員、推進委員とで地区を分担して実施したいと思います。実施方法については別紙の資料をご覧ください。毎年農業委員さん、推進委員さんに担当地区の農地パトロールを実施して、遊休農地の実態把握をお願いしておりますが、調査の実施方法として今年度はタブレットを活用した農地パトロールを実施したいと考えております。タブレットについては、農業委員さん分しか用意しておりませんので推進委員さんにつきましては、同じ地区の農業委員さんと共同でタブレットを使用していただく予定としております。調査期間の予定としましては、令和5年9月から令和5年10月中旬までで、調査図面等の返却期限は、10月末までを予定しております。なお、タブレットを用いた具体的な調査方法につきましては、8月末に旧町単位で研修を実施したいと考えております。説明は以上です。

議長

只今の事務局からの説明のとおり今年度の農地パトロールについて要領のとおり実施することによろしいでしょうか。

(異議なし)

異議なしと認め今年度の農地パトロールについて要領のとおり実施することといたします。次に日程第9その他について事務局より説明を求めます。

事務局

まず、お配りしております農業委員会の運営に関する事項についてご説明します。農業委員会の役割と活動の内容について、2ページ目から3ページ目をご覧ください。こちらには農業委員会の日々の活動の内容や役割等について記載しております。日々の活動内容として農家相談や農地パトロールなどがあり、こちらに記載してある活動を実際に行っていただくこととなります。日々の活動を実施された際には、活動記録簿に記載をしていただくようお願いいたします。新しい農業委員さんにつきましては、近日中に活動記録簿をお渡しする予定としておりますのでご了承ください。次に3ページ目と4ページ目をご覧ください。こちらには、毎月開催する農業委員会総会について、記載しております。総会での主な業務や総会の流れについて、ご確認ください。年間スケジュールにつきましても、お手元にお配りしておりますのでこちらも参考にしてください。

(総会までのスケジュールについて説明)

また、6ページから7ページに記載しております、農業委員会総会において許可申請に係る基準についてご説明いたします。審査する内容としましては、農地の売買や農地を農地でないものに転用する場合についての審査などがあります。新しく農業委員さんになられた方々につきまして、初めて担当の地区の議案がある際は、審査にかかる内容等につきましてご説明させていただければと思います。最後に各種申請書等の様式について10ページから15ページに載せてありますのでご確認ください。農業委員会の運営に関する事項についてのご説明は以上です。全国農業新聞についてお話をさせていただきます。お手元にお配りしております全国農業新聞について、今回新たに農業委員になられた皆さんと引き続き農業委員をされる方で購読されていない皆さんにはこれを機に是非定期購読をご検討ください。よろしく願いいたします。

議長

事務局からの説明でご質問がありましたらお願いします。

13番

推進委員さんの担当は農業委員の担当に該当する方は提示があるのですか。

事務局

今日の段階では推進委員の方を決めるところまでですのでこれから担当地区について決めていきたいと思っています。

1 3 番 農業委員会の運営に関する事項がありましたがこれが私がずっと言っていた審査基準マニュアル的なものになるということですか。いつかの総会では県の審査基準を配布するというお話もありましたがこの運営に関する事項に基づいて審査をすればいいということなのかまた別に県の審査基準なり配布されるということなのかその辺はどうなんですか。

事務局 用意はしていますが今回総会最初なのでもう少し簡易的な資料でご用意させていただいたところです。

議長 審査の基準は前は県の作っていた案がありました。それを町版に変えたものが作成されておりこの次の総会でお渡しをしてこれに基づいて審査するという説明になるかと思います。

1 3 番 許可した案件の現場の管理例えば申請書にあげた図面と現地がちがっているとか工期が切れているとか現地の管理についてはマニュアルにはうたっているのですか。誰がどのようにするか。

議長 県の要領には転用の進行管理をするようになっている。その町バージョンを作り町が管理することで理解したい。

1 3 番 例えば図面に書かれていることが実施されていないとかそういった場合はどういう扱いになるのですか。

議長 現地確認をした委員が事務局と連携して指導するという話になるかと思います。他に何かご意見なりご質問がありましたらお願いします。

事務局 次回農業委員総会を8月15日火曜日午後1時30分から場所は久賀庁舎3階会議室で予定しております。議案は8月4日までの発送を予定しております。以上です。

議長 以上をもちまして第93回周防大島町農業委員会総会を閉会いたします。長時間お疲れ様でした。

上記は、令和 5 年 7 月 20 日開催の第 93 回周防大島町農業委員会総会の議事録である。

令和 5 年 月 日

周防大島町農業委員会会長_____印

上記の議事録は、正当と認め署名いたします。

議事録署名人

周防大島町農業委員_____印

周防大島町農業委員_____印

